



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

消費税の転嫁拒否等の行為に関する事業者等向け説明会及び 相談会の実施について（御案内）

平成29年10月

公正取引委員会

公正取引委員会では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、買ったときや減額といった消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止のための取組と転嫁拒否等の行為に関する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めています。

この取組の一環として、平成29年度につきましても、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為の概要やこれまでの違反事例などについて、公正取引委員会の担当者が説明する説明会を各都道府県で開催することとしました。

また、同説明会に併せて、事業者の方々から、転嫁拒否等の行為についての御相談を公正取引委員会の担当者が受け付ける相談会を実施します。

神奈川県（川崎市）では、以下のとおり開催しますので、お知らせいたします。

1 説明会及び相談会の日程等について

日時 平成29年11月8日（水） 14：00～15：00（説明会）

同日 15：00～16：00（相談会）

場所 神奈川県川崎市川崎区駅前本町5-2 大星川崎ビル6階

ハロー貸会議室川崎駅前 RoomB（6階）

（注）説明会と相談会は同じ会場で行います。

定員 55名

参加費 無料

2 当日の受付時間

当日の受付開始は、説明会開始時間の30分前です。

3 参加申込み方法等について

(1) 申込みは、開催日の2営業日前までに、裏面の「消費税の転嫁拒否等の行為に関する事業者等向け説明会参加申込書」又は公正取引委員会HP上の申込フォーム

(URL)

https://www.jftc.go.jp/kosyukai6/form/apply_infos/insert



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

(QRコード)



に必要事項を記載の上、お申し込みください。

電話及びメールでの申込みは受け付けておりませんので御了承ください。

なお、相談会にのみ参加を希望される方は、お申込みの必要はございませんので、そのまま相談会会場にお越しください。

- 「消費税の転嫁拒否等の行為に関する事業者等向け説明会参加申込書」を利用して申し込みいただいた場合は、当委員会において整理番号を記載の上、同申込書をファクシミリで返送いたしますので、説明会当日、整理番号が記載された申込書を会場にお持ちください。
 - 公正取引委員会HP上の申込フォームを利用して申し込みいただいた場合は、御記入いただいたメールアドレス宛てに到達通知が送付されますので、その到達通知又は「講習会の申込み登録結果」と表示された画面を印刷し、説明会当日、会場にお持ちください。
- (2) 受付については、先着順とし、定員になり次第締切りとさせていただきます。お申込みをお受けできない場合は、ご連絡いたします。
 - (3) 申込みの際に入手した個人情報は、本説明会業務以外の目的には、使用いたしません。

4 その他

- (1) 会場にお越しの際は公共交通機関を御利用ください。
- (2) 説明会で使用する資料については、説明会会場にて配布いたします。
- (3) 会場での食事は御遠慮ください。

<p>【問い合わせ先】 公正取引委員会事務総局 取引企画課 電 話：03-3581-1891（直通） ファクシミリ：03-3581-5508 担 当 者：須栗，大泉</p>

公正取引委員会取引企画課 須栗・大泉（ファクシミリNo.：03-3581-5508）行き

消費税の転嫁拒否等の行為に関する事業者等向け説明会出席申込書

（川崎会場：11/8（水）開催14:00～15:00）

所属企業	企業名	
	住所	〒（ - ）
	電話番号	
	ファクシミリ	
(フリガナ) 申込者氏名		
所属部署・役職		

参加者1	(フリガナ) 参加者氏名	
	所属部署・役職	
参加者2	(フリガナ) 参加者氏名	
	所属部署・役職	
参加者3	(フリガナ) 参加者氏名	
	所属部署・役職	

※ 本申込書により、平成29年11月6日（月）までにお申込ください。

※ ご記入いただいた個人情報は、本説明会業務以外の目的には使用いたしません。